

平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 25 年 6 月 12 日（水）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 6 月 18 日（火）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長補佐	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 39 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について（討論・採決）
- 第 3 議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定について（討論・採決）
- 第 4 議案第 41 号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定について（討論・採決）
- 第 5 議案第 42 号 町税条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 6 議案第 43 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 7 議案第 44 号 玉城町使用料条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 8 議案第 45 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第 46 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 10 議案第 47 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
（討論・採決）
- 第 11 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について（追加議案）
- 第 12 議案第 48 号 定住自立圏形成協定の締結について（追加議案）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 12 名で、定足数に達しております。
よって、平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開会いたします。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）本日の議事日程はお手許に配布のとおりであります。日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において
9 番 前川 隆夫 君 10 番 川西 元行 君
の 2 名を指名いたします。

議案の討論・採決

○議長（風口 尚）次に、日程第 2 議案第 39 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより、討論採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 3 議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより本案を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第41号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とし、これより討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより本案を採決いたします。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第42号 町税条例の一部改正についてないし、日程第8 議案第45号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題とし、討論・採決を行います。

只今、議題となりました議案に対する討論の通告はありませんので、これより本案を採決いたします。

まず、議案第42号 町税条例の一部改正について採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 玉城町使用料条例の一部改正について、採決を行います。

本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、採決を行います。
本案は、原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 9 議案第 46 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし
日程第 10 議案第 47 号 平成 25 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
を一括議題といたします。

只今一括議題となりました各議案については、それぞれ予算決算常任委員会に付託され、
審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長 小林一則君

○**予算決算常任委員長（小林 一則）** 議長より 予算決算常任委員会審査の報告を求め
られましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたしま
す。

予算決算常任委員会に付託されました議案第 46 号 平成 25 年度 玉城町一般会
計補正予算（第 1 号）ないし、議案第 47 号 平成 25 年度 玉城町国民健康保険特別
会計補正予算（第 1 号）についての委員会審査を去る 6 月 17 日、第 1 委員会室
において、町長、副町長並びに教育長また関係課長等の出席と議長同席のもと、
中西友子委員を除く 11 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査
結果の報告をいたします。

まず 議案第 46 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）の審査を
行いました。

その結果、議案第 46 号につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結
果、挙手全員で、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 47 号 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につつま
しては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で、原案のとおり可
決いたしました。以上予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果とい

たします。

○議長（風口 尚）以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

予算決算常任委員長の報告に対する質疑は省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告に対する質疑を省略いたします。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

只今、議題となりました、議案に対する討論の通告はありませんので、これより議案ごとに採決を行います。

まず、議案第 46 号 平成 25 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 平成 25 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 11 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決しました。
暫時休憩いたします。

(第 48 号の日程追加 議案書配布)

追加議案の上程・討論・採決

再開いたします。

只今、町長から議案第 48 号 定住自立圏形成協定の締結について提出されました。
この際、議案第 48 号を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第 48 号 定住自立圏形成協定の締結について、提案理由を申し上げます。

本議案は、国の定住自立圏構想推進要綱に基づき、伊勢市を中心市とする定住自立圏を形成するため、伊勢市と玉城町との間において、定住自立圏形成協定を締結するため、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、詳細は、総務課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 総務課長 林 裕紀君

○総務課長(林 裕紀) それでは、議案第 48 号 定住自立圏形成協定の締結について、補足説明をいたします。

まず、この協定の目的は協定書の第 1 条におきまして、中心宣言をされました伊勢市が伊勢市と伊勢市が行ったこの中心宣言に賛同したこの玉城町が相互に役割を分担し、定住に必要な都市機能及び生活機能を確保しつつ、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の活性化を図るため、定住自立圏を形成することを目的といたしております。

また、第 3 条におきましては、連携する具体的事項といたしまして、協定書の別表、第 1、まず、第 3 条第 1 項第 1 号関係で生活機能の強化に係る政策分野 1 番、医療福祉並びに 2 番の産業振興に関しまして施策取組み内容、伊勢市の役割、玉城町の役割を別表に計上しております。

また、2 項目には別表第 2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野といたしまして、1 番 公共交通、2 番 地域の生産者、消費者等の連携による地産地消。3 番目

に地域内外との住民との交流、これにつきまして取組み内容また伊勢市の役割、玉城町の役割を別表に記載しております。

4番のその他の事項につきましても同様でございます。

また、第3号関係といたしまして、別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野といたしまして、人材育成につきましても伊勢市の役割、玉城町の役割を掲載しております。

また、議会の議決に必要な案件といたしまして、第5条 この協定を変更するとき、ないし第6条 協定の廃止をする場合におきまして、議会の議決が必要と規定しております。

別添資料をご覧ください。

定住自立圏の構想の推進について、現在までの伊勢市を中心とした経過と今後の進め方、また協定の締結内容につきましては、この協定は玉城を除く他に、鳥羽市、志摩市、度会町、大紀町、南伊勢町、明和町がこの6月定例会で議決の締結を行うことを予定しております。また、別表につきましては、先ほどの3つの大きな連携する項目につきまして、現在伊勢市との各市町の連携をやっているもの、また、その他に今後、この表の中から連携ができるものを一覧表として、別表に記載してございます。

また、最後5ページといたしまして、参考資料として、定住自立圏構想推進要綱の概要といたしまして添付をさせていただきます。

以上補足説明とさせていただきます。宜しくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。

ご発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これを以って、平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会を閉会いたしたいと思いを。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決しました。
これにて、平成 25 年第 2 回 玉城町議会定例会を閉会いたします。
閉会にあたり町長挨拶をお願いします。 町長 辻村修一君

町長 閉会の挨拶

○町長（辻村 修一）閉会にあたり一言お礼の挨拶を申し上げます。

本定例会に提案のすべての議案につきまして慎重なるご審議を賜り、ご承認いただきましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

只今、追加議案での定住自立圏にもございましたようにこの圏域は人口減少の地域でございまして、今期定例会の中でもご意見を賜りましたが、将来に向けてこの課題に対応していくことを。そして、玉城町にありましてもそれぞれの地域が自助、共助、公助の取組みで更に住みよい街づくりを進めていかなきゃならないと思っています。一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 閉会の挨拶

○議長（風口 尚）閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。今期定例会は去る 12 日から本日までの 7 日間、町政当面の諸議案件につきましてご審議をいただきました。終始熱心にご審議賜りまして、無事、閉会の運びになりましたこと厚く御礼申し上げます。また、議事進行にご協力いただきましたこと重ねてお礼申し上げます。

さて、今年は空梅雨ということで、今日も「雨ごい」ということで、どこかの地区でもそういったことをなさっておられまして、大変水不足ということ。それから、気温が非常に高いということで熱中症にもなられる方も多々あるようにも聞いております。これから、大変厳しい暑さになるわけでございます。どうぞご自愛くだいまして、更なる町政の発展にご尽力賜りますことをお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。
ご苦労様でした。

(午前 9 時 20 分 散会)